

四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会 設 立 趣 意 書

令和 7 年 9 月 12 日の記録的短時間大雨により発生した、四日市市地下駐車場「くすの木パーキング」の冠水について、被災状況をふまえ、施設の復旧方法や今後の対策強化策を検討するために、学識委員等から構成する「四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会」を設置するものである。

四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会 規 約

(名称)

第1条 本会は、「四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会」(以下、「委員会」という。)と称する。

(目的)

第2条 令和7年9月12日の記録的短時間大雨により発生した、地下駐車場「くすの木パーキング」の冠水について、被災状況をふまえ、施設の復旧方法や今後の対策強化策を検討する。

(所掌事項)

第3条 委員会は、以下について必要な指導・助言を行う。

- (1) 被災した施設の当面の復旧方針に関する事項
- (2) 今後の大雨時の対応手順(避難誘導等含む)に関する事項
- (3) 訓練の実施に関する事項
- (4) 設備改良等の雨水流入防止策に関する事項
- (5) その他必要な事項

(委員会の運営)

第4条 委員は、別紙名簿のとおりとする。

- 2 委員会には委員長を置く。
- 3 委員長は、委員の了承を得て決定する。
- 4 委員長は、委員に諮った上で、委員の変更または追加を行うことができる。
- 5 委員長は、必要に応じ会議へのオブザーバーの出席を求めることができる。
- 6 委員長が職務を遂行できない場合は、予め委員長が指名する委員がその職務を代理する。

(守秘義務)

第5条 委員等は、審議で知り得た内容について、委員会の許可無く第三者に漏らしてはならない。また、委員等の職を退いた後も同様とする。

(委員の任期)

第6条 委員等の任期は、第3条に定める事項が終了するまでとする。

(委員会の公開)

第7条 会議および議事については原則非公開とし、議事要旨および配付資料については委員会終了後、委員長の確認を得て事務局が原則公開するものとする。

2 これにより難い場合は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

(事務局)

第8条 事務局は国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所に置く。

(その他)

第9条 本規約に定めのない事項等は、委員に諮った上で、委員長が決定するものとする。

附則 この規約は、令和7年9月26日から施行する。

四日市市地下駐車場施設復旧検討委員会 名簿

委員長

川口 淳 三重大学大学院 工学研究科 教授

委 員

松本 幸正 名城大学 理工学部 教授

関係者

<行政関係者>

中部地方整備局 道路部 交通対策課長

中部地方整備局 三重河川国道事務所長

三重県 県土整備部 河川課長

四日市市 商工農水部長

四日市市 都市整備部計画担当部長

<施設管理者>

株式会社ディア四日市 取締役 事業部長

T F I 株式会社 担当部長